



様式第2号(第5条関係)

一般廃棄物再生利用業指定証

勝住第1431号

令和4年3月23日

住 所 阿南市桑野町尾花117番地

(所在地) 有限会社 青藍

氏 名 代表取締役 青木 裕之 殿

(名称及び代表者の氏名)

勝浦町長 野上 武典


廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号・第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	令和4年3月23日
指 定 番 号	第 1289-1 号
事 業 の 種 別	再 生 輸 送
事 業 の 範 囲	取り扱う一般 廃棄物の種類 剪定枝・伐採木・根株・流木類・草及び災害により発生又は自己解体した木 くず類
再 生 利 用 の 目 的	破碎後、再生合板の原料、ボイラー施設の助燃料(チップ)として売却
指 定 期 間	(更新) 令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日まで
指 定 条 件	別紙指定条件のとおりとする。

一般廃棄物再生利用業（剪定枝・伐採木・根株・流木類・草及び災害により発生又は自己解体した木くず類の輸送業務）指定条件

- 1 勝浦町における一般廃棄物再生利用業（剪定枝・伐採木・根株・流木類・草及び災害により発生又は自己解体した木くず類の輸送業務）の指定を受けた者（以下「指定業者」という。）は、業務に關係する法令、勝浦町の条例、規則又は要綱を遵守し、衛生的で誠実、親切に業務を行わなければならない。
- 2 指定業者は、勝浦町の職員の業務に関連した指示に従うこと。
- 3 収集区域内では、申請している車両を使用し、運搬物が飛散しないように整備し、清潔に保持すること。
- 4 一般廃棄物の再生利用業務報告書（1年間）を、翌年度6月30日までに提出すること。
- 5 本町は、必要に応じて作業方法等について変更を命ずるときがある。
- 6 指定業者及び従業員に次に該当する行為が疑われる場合の本町の調査には、協力的に応ずること。また、該当する行為があったときは、改善命令、許可の停止、取消し若しくは損害賠償を求めることがある。
 - (1) 関係法令、勝浦町条例、規則、要綱又は許可条件を履行しないとき。
 - (2) 再生利用を目的として許可した一般廃棄物（剪定枝・伐採木・根株・流木類・草及び災害により発生又は自己解体した木くず類）以外の一般廃棄物を勝浦町許可区域内で輸送運搬したとき。
 - (3) 産業廃棄物を県の許可を受けずに収集、輸送運搬したとき。
 - (4) 本町の調査、指導に協力しないなどの行為があったとき。
- 7 この許可条件に、疑義が生じた場合又は定めていない事項については、本町と許可業者で協議を行い決定するものとする。